

「これからの専修学校教育のあり方検討会議」（第5回）配布資料

学校法人文化学園 大沼 淳 理事長

説明資料

| 記号 | 該当学歴資格 |
|----|-----------|
| M | 官大卒高文合格者 |
| L | 私大卒高文合格者 |
| K | 官 大 卒 者 |
| J | 私 大 卒 者 |
| I | 準 大 卒 者 |
| H | 官 高 専 卒 者 |
| G | 私 高 専 卒 者 |
| F | 準 専 卒 者 |
| E | 甲種中等学校卒者 |
| D | 準中等学校卒者 |
| C | 乙種中等学校卒者 |
| B | 高 小 卒 者 |
| A | 小 学 校 卒 者 |

「教職員の給与制度説」

第二章 教育職員給与制度の沿革 より

昭和32年11月25日初版発行著者:大沼 淳

職員の職務との関係欄の「教育……等の職務で直接関係があるもの」とあるのは、前述の期間の概念には含まれないが個人的にある特定人に師事して研究を行つたり、著作、翻訳、史料字典等の編纂、絵画作成等教育職員の職務に直接関係がある経歴をいい、これらの期間は、やはり民間経歴と同じく十割以下に換算できるものとしたものである。

三 学歴免許等の資格

1 概 説

教育職俸給表の等級別資格基準表及び初任給基準表には、学歴免許欄を設けて、それぞれの表の特質に応じ基準となるべき学歴が掲げられている。この掲げられている学歴資格に、いかなる具体的な学歴免許等の資格を有する者が区分されるかを一覧表としたのが、細則別表第十五の学歴免許等資格区分表である。

しかしながら、この区分表は、教育職俸給表以外の俸給表の等級別資格基準表及び初任給基準表の学歴免許欄の学歴区分等にも共通して適用できるよう構成されているため、教育職員のように免許状制度等がある場合には、それに適応できるようにこの一般的基準とは異つた学歴免許等の資格区分が必要とされることとなり、それぞれの教育職俸給表の等級別資格基準表の備考にこの例外措置としての学歴区分が規定されている。

本項では、この学歴免許等の資格区分表と、教育職員の学歴区分の特例を中心に述べることにする。

2 学歴免許等資格区分表(細則九―八―二別表第十五)

| 学歴免許等の資格の区分 | | 該 当 者 |
|-------------|------------|---|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| 1 大 学 卒 | 一 博士課程修了 | 学校教育法による大学院博士課程の修了者 |
| | 二 修士課程修了 | 学校教育法による大学院修士課程の修了者 |
| | 三 旧大学院後期修了 | 旧大学令による大学院又は研究科の第二期又は後期の修了者 |
| | 四 旧大学院前期修了 | 旧大学令による大学院又は研究科の第一期又は前期の修了者 |
| | 五 医 大 卒 | (1) 学校教育法による大学の医学部医学科又は医科大学医学科の卒業生 (2) 学校教育法による大学の医学部歯学科若しくは歯学部歯学科又は医科歯科大学の歯学科の卒業生 (3) 旧大学令による大学の医学部医学科又は医科大学医学科の卒業生 (4) 旧朝鮮教育令、旧台湾教育令、旧関東州令及び在満帝国臣民教育令又は大正10年勅令第328号(以下「外地教育令」という。)による大学の医学部医学科又は医科大学医学科の卒業生 |
| | 六 新 大 卒 | (1) 学校教育法による4年制の大学の卒業生 (2) 文部大臣の認めた通信教育の課程を修了し、学士の称号を取得した者 (3) 外国における大学等(通算修業年限16年以上)の卒業生 (4) 水産講習所(新高卒を入学資格とする4年制のものに限る。)の卒業生 (5) 海上保安大学校の卒業生 (6) 保安大学校の卒業生 (7) 司法試験法による第2次試験の合格者 (8) 公認会計士法による第2次試験の合格者 (9) 電気事業主任技術者資格検定規則による第一種資格検定試験の合格者 |
| | 七 旧 大 卒 | (1) 旧大学令による3年制の大学の卒業生 (2) 外地教育令による大学の卒業生 (3) 旧高等試験令による高等試験の合格者 (4) 旧教員免許令による高等学校高等科又は高等女学校専攻科及び高等科教員免許状の所有者 (5) 旧東京高等師範学校専攻科又は広島高等師範学校徳育専攻科の卒業生 (6) 旧専門学校令による修業年限6年以上の専門学校(専攻科又は研究科の課程を含む。)の卒業生 |

| 学歴免許等の資格の区分 | | 該 当 者 |
|-------------|---------|---|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| | | (7) 旧大学令による大学の選科3年以上の課程を修了し、学士となるために必要な単位に相当する単位を修得した者 (8) 旧中央气象台技術官養成所研究科の卒業者 |
| 2 短 大 卒 | 一 短大3卒 | (1) 学校教育法による3年制の短期大学(昼間課程2年制に相当する単位を3年間に取得する夜間課程を除く。)の卒業者 (2) 保健婦助産婦看護婦法による看護婦養成所(旧甲種看護婦養成所を含む。)の卒業者 (3) あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(以下「あん摩師法」という。)による新高卒を入学資格とする3年制の学校又は養成施設の卒業者 |
| | 二 短大2卒 | (1) 学校教育法による短期大学の卒業者 (2) 学校教育法による高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の専攻科(短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業者 (3) 図書館職員養成所(新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業者 (4) 建設省地理調査所技術員養成所普通科の卒業者 (5) 都道府県農業講習所(新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業者 (6) 都道府県林業講習所(新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業者 (7) 都道府県蚕業講習所(新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。)の卒業者 (8) 高等農事講習所本科(鯉淵学園本科を含む。)の卒業者 (9) 栄養士法による指定栄養士学校又は指定栄養士養成所(新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの又は旧中卒を入学資格とする修業年限3年以上のものに限る。)の卒業者 (10) 診療エックス線技師学校養成所指定規則による指定学校又は指定養成所の卒業者 (11) あん摩師法による新高卒を入学資格とする2年制の学校又は養成施設の卒業者 (12) 栄養士法による栄養士試験の合格者 |

| 学歴免許等の資格の区分 | | 該 当 者 |
|-------------|-----------|--|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| | 三 旧 専 5 卒 | (1) 旧専門学校令による医学専門学校（修業年限5年のものに限る。）の卒業 者 (2) 旧東京美術学校本科又は旧東京音楽 学校本科（いずれも本科及び予科の通 算修業年限5年以上のものに限る。）の 卒業 者 (3) 旧高等商船学校（大正14年以前の旧 商船学校を含む。以下同じ。）本科（修 業年限5年以上のものに限る。）の卒業 者 (4) 海技専門学院本科の卒業 者 (5) 旧水産講習所又は旧函館水産専門学 校の遠洋漁業科又は専攻科の卒業 者 |
| | 四 旧 専 4 卒 | (1) 旧専門学校令による4年制の専門学 校の卒業 者 (2) 旧師範教育令による高等師範学校又 は女子高等師範学校の卒業 者 (3) 外地教育令による4年制の専門学 校の卒業 者 (4) 外国における大学専門学校等（通算 修業年限15年以上）の卒業 者 (5) 旧東京美術学校師範科又は旧東京音 楽学校甲種師範科（修業年限4年のも のに限る。）の卒業 者 (6) 旧東京農業教育専門学校の卒業 者 (7) 旧高等商船学校本科の卒業 者 (8) 旧水産講習所本科（旧中卒を入学資 格とする4年制のものに限る。）の卒業 者 |
| | 五 旧 専 3 卒 | (1) 旧専門学校令による3年制の専門学 校の卒業 者 (2) 旧高等学校令による高等学校高等科 の卒業 者 (3) 旧大学令による大学予科の修了者 (4) 旧師範教育令による師範学校本科又 は青年師範学校本科（いずれも修業年 限3年のものに限る。）の卒業 者 (5) 旧臨時教員養成所規程による臨時教 員養成所の卒業 者 (6) 旧青年学校教員養成所令による青年 学校教員養成所の卒業 者 (7) 旧実業補習学校教員養成所令による 実業補習学校教員養成所の卒業 者 (8) 旧実業学校教員養成所規程による実 業学校教員養成所の卒業 者 (9) 外地教育令による専門学校、高等学 校高等科、大学予科、師範学校又は中 等教員養成所（いずれも修業年限3年 以上のものに限る。ただし、高等学 校高等科及び大学予科の2年制のもの を含む。）の卒業 者 |

| 学歴免許等の資格の区分 | | 該 当 者 |
|-------------|---------|--|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| | | (10) 外国における大学、専門学校等（通算修業年限14年以上）の卒業生 (11) 旧高等試験令による予備試験の合格者 (12) 旧高等試験令第8条により高等学校高等科を卒業し、又は大学予科を修了した者と同等以上の学力があると認められた者 (13) 旧外務書記生試験規則又は旧外務省留学生規則による試験の合格者 (14) 旧専門学校卒業程度検定規程による検定試験の合格者 (15) 旧高等学校高等科学力検定規定による検定試験の合格者 (16) 旧教員免許令による中学校、高等女学校又は実業学校教員免許状の所有者 (17) 司法試験法による第1次試験の合格者 (18) 公認会計士法による第1次試験の合格者 (19) 電気事業主任技術者資格検定規則による第2種資格検定試験の合格者 (20) 旧薬剤師規則による薬剤師試験の合格者 (21) 旧獣医師試験規則による獣医師試験の合格者 (22) 旧東京盲学校師範部甲種又は旧東京ろう学校師範部普通科甲種若しくは技芸科の卒業生 (23) 旧高等女学校規程による高等女学校高等科又は専攻科（いずれも修業年限3年以上のものに限る。）の卒業生 (24) 旧看護婦規則による指定看護婦養成所（旧中卒を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業生 (25) 旧高等商船学校専科の卒業生 (26) 旧商船学校（席上課程及び実習課程を含む。）の卒業生 (27) 商船高等学校（席上課程及び実習課程を含む。）の卒業生 (28) 旧中央气象台気象技術官養成所本科の卒業生 (29) 旧鉄道教習所専門部（これと同等とみなされる部及び科を含む。）の卒業生 (30) 旧高等通信講習所本科又は旧無線電信講習所（いずれも旧中卒を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業生 (31) 旧陸軍士官学校（旧陸軍航空士官学校を含む。以下同じ。）若しくは旧陸軍經理学校の卒業生又は旧陸軍士官学校59期生若しくは旧陸軍經理学校8期生 |

| 学歴免許等の資格の区分 | | 該 当 者 |
|-------------|-----------|--|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| | | (32) 旧海軍兵学校、旧海軍機関学校又は旧海軍経理学校の卒業生 (33) 旧陸軍造兵廠、旧陸軍航空廠、旧陸軍航空工廠又は旧陸軍燃料廠（以下「陸軍各廠」という。）の技能者養成所技術員科（旧中卒程度を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業生 (34) 旧海軍技手養成所の卒業生 (35) 旧満州開拓義勇隊国立開拓指導員訓練所の卒業生 |
| | 六 準 専 2 卒 | (1) 旧師範学校規程による師範学校の卒業生 (2) 旧高等女学校規程による高等女学校高等科又は専攻科（いずれも修業年限2年のものに限る。）の卒業生 (3) 旧国民学校令による国民学校本科教員免許状の所有者 (4) 外地教育令による師範学校又は専門学校等（いずれも修業年限2年以上のものに限る。）の卒業生 (5) 外国における専門学校等（通算修業年限13年以上）の卒業生 (6) 旧看護婦規則による指定看護婦養成所（旧中卒を入学資格とする2年制以上に限る。）の卒業生 (7) 海上保安学校（新高卒を入学資格とするものに限る。）の卒業生 (8) 旧電信協会管理無線電信講習所本科（修業年限2年のものに限る。）の卒業生 (9) 旧無線電信講習所高等科第3部、普通科第1部又は本科（いずれも修業年限2年のものに限る。）の卒業生 (10) 旧通信（通信院）官吏練習所技術科、行政科又は無線通信科（いずれも修業年限2年のものに限る。）の卒業生 (11) 保母養成所（旧中卒を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業生 (12) 旧陸軍士官学校60期生、旧陸軍経理学校9期生、旧海軍兵学校76期生又は旧海軍経理学校37期生 (13) 旧陸軍各廠技能者養成所技術員科（旧中卒を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業生 (14) 旧海軍工作所工員養成所（教習所を含む。以下同じ。）補習科、専習科又は高等科（いずれも旧中卒程度を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）の卒業生 |

| 学歴免許等の資格の区分 | | 該 当 者 |
|-------------|---------|--|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| 3 高 校 卒 | 一 新高4卒 | (1) あん摩師法による新中卒を入学資格とする4年制の学校又は養成施設の卒業生 (2) 歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は養成所の卒業生 |
| | 二 新高3卒 | (1) 学校教育法による高等学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部の卒業生 (2) 大学入学資格検定規程による試験の合格者 (3) 高等学校通信教育規程による通信教育により高等学校卒業者と同等の単位を修得した者 (4) 旧国民学校令による国民学校初等科又は専科教員免許状の所有者 (5) 旧幼稚園令による幼稚園教員免許状の所有者 (6) 外国における中等学校等（通算修業年限12年以上）の修了者 (7) 歯科技工士養成所指定規則による指定養成所の卒業生 (8) 海上保安学校（旧中卒を入学資格とするもの）の卒業生 (9) 旧通信官吏練習所本科の卒業生 (10) 旧通信官吏練習所本科（大正13年以前の行政、電信科に限る。）及び臨時技術別科の卒業生 (11) 旧無線電信講習所普通科第3部又は別科の卒業生 |
| | 三 旧中5卒 | (1) 旧中等学校令による修業年限5年の中学校、高等女学校又は実業学校（高小卒を入学資格とする修業年限3年以上のものを含む。）の卒業生 (2) 旧師範教育令による師範学校又は青年師範学校予科の修了者又は師範学校第1部3年（高小卒を入学資格とするものに限る。）の修了者 (3) 旧師範教育令による高等師範学校附属中学校又は女子高等師範学校附属高等女学校の卒業生 (4) 旧青年学校令による修業年限4年又は5年の青年学校本科の卒業生 (5) 旧専門学校入学者検定規程による検定試験の合格者 (6) 旧専門学校入学者検定規程第11条による指定に関する規則により中等学校卒業者と同等以上の学力を有すると指定された者 (7) 旧実業学校卒業程度検定規程による検定試験の合格者 |

| 学歴免許等の資格の区分 | | 該 当 者 |
|-------------|---------|--|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| | | (8) 旧高等試験令第7条により中等学校 卒業者と同等以上の学力を有するもの と認められた者及び同条による試験の 合格者 (9) 旧普通試験令による普通試験の合格 者の合格者 (10) 旧裁判所書記登用試験規則による試 験 (11) 旧国民学校令による国民学校准教員 免許状の所有者 (12) 外地教育令による中等学校又は在外 指定学校規則により指定された中等学 校の卒業生 (13) 旧電信協会管理無線電信講習所選科 の卒業生 (14) 旧無線電信講習所選科又は特設普通 科の卒業生 (15) 旧普通通信講習所高等部の卒業生 (16) 旧看護婦規則による指定看護婦養成 所（高小卒を入学資格とする3年のも のに限る。）の卒業生 (17) 保健婦助産婦看護婦法による准看護 婦養成所（乙種看護婦養成所も含む。） の卒業生 (18) 旧鉄道教習所中等部又は普通部（こ れと同等とみなされる部及び科を含 む。）の卒業生 (19) 旧陸軍幼年学校、旧陸軍兵器学校又 は旧陸軍工作学校の卒業生 (20) 旧陸軍經理学校予科の修了者 (21) 旧海軍甲種飛行予科練習生（中学校 第3学年修了以上の入隊者に限る。）の 課程の修了者 (22) 陸軍各廠技能者養成所の見習工員 科、養成工員科（いずれも高小卒を入 学資格とする修業年限3年以上のもの に限る。）又は青年工員科本科（高小卒 程度を入学資格とする修業年限5年又 は4年のものに限る。）の卒業生 (23) 旧海軍工作庁工員養成所見習科（高 小卒程度を入学資格とする修業年限3 年（実習課程を含む。）のものに限る。） 又は青年科本科（高小卒程度を入学資 格とする修業年限5年又は4年のもの に限る。）の卒業生 (24) 旧海軍軍需部青年勤務員養成所本科 （高小卒程度を入学資格とする修業年 限4年以上のものに限る。）の卒業生 (25) 旧航空機乗員養成所本科の卒業生 (26) あん摩師法による新中卒を入学資格 とする2年制の学校又は養成施設の卒 業生 |

| 学歴免許等の資格の区分 | | 該 当 者 |
|-------------|---------|---|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| | 四 旧中4卒 | (1) 旧中等学校令による中学校、高等女学校又は実業学校4年制（高小卒を入学資格とする2年制を含む。）の卒業生 (2) 旧高等学校令による高等学校専修科の卒業生 (3) 旧高等学校高等科入学資格試験規程による資格試験の合格者 (4) 旧高等学校規程第30条第1項第4号により指定された者 (5) 旧国民学校令による国民学校初等科准教員免許状の所有者 (6) 旧青年学校令による青年学校本科3年制の卒業生 (7) 外地教育令又は在外学校指定規則により指定された中学校4年制（高小卒を入学資格とする2年制を含む。）の卒業生 (8) 旧看護婦規則による看護婦養成所（高小卒を入学資格とする修業年限2年のものに限る。）の卒業生 (9) 旧通信講習所高等科の卒業生 (10) 陸軍各廠技能者養成所見習工員科、養成工員科（いずれも高小卒を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）又は青年工員科本科（高小卒程度を入学資格とする修業年限3年のものに限る。）の卒業生 (11) 旧海軍工作庁工員養成所見習科（高小卒程度を入学資格とする修業年限2年以上のものに限る。）青年科本科（高小卒を入学資格とする修業年限3年のもの）の卒業生 (12) 旧陸軍航空整備学校、旧陸軍少年通信兵学校、旧陸軍航空通信学校、旧陸軍飛行学校、旧陸軍戸山学校、旧陸軍少年戦車兵学校、旧陸軍野戦砲兵学校、旧陸軍重砲兵学校又は旧陸軍高射学校（いずれも高小卒を入学資格とする修業年限2年のもの又は旧陸軍少年飛行兵学校卒を入学資格とする修業年限1年のもの（いずれもこれと同等とみなされる課程を含む。）に限る。）の卒業生 (13) 旧臨時航空機乗員養成所の卒業生 |
| 4 中学卒 | 一 新高1卒 | (1) 海員学校又は旧海員養成所の卒業生 (2) 旧普通通信講習所普通部の卒業生 (3) 旧電信協会管理無線電信講習所別科の卒業生 |
| | 二 新中卒 | (1) 学校教育法による中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中等部の卒業生 |

第三章 俸 給

| 学歴免許等の資格の区分 | | 該 当 者 |
|-------------|---------|--|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| | | (2) 外国における中学校（通算修業年限9年以上）の卒業生 (3) 旧中等学校若しくは旧中等学校に準ずる各種学校における小学卒を入学資格とする修業年限3年以上の課程の修了者若しくは卒業生又は高小卒程度を入学資格とする修業年限1年以上の課程の修了者若しくは卒業生 (4) 旧国民学校令による国民学校特修科の課程の修了者 (5) 旧通信講習所普通科の卒業生 |
| | 三 高 小 卒 | (1) 旧小学校卒を入学資格とする旧中等学校第2学年修了者及び各種学校第2学年の修了者 (2) 旧盲学校又は旧ろうあ学校中等部第2学年の修了者 (3) 旧青年学校令による青年学校普通科の修了者 (4) 小学卒の(1)から(5)までに掲げる学校の高等科の修了者 |
| | 四 小 学 卒 | (1) 旧国民学校令（旧小学校令）による国民学校初等科（小学校尋常科）の修了者 (2) 旧高等師範学校、旧女子高等師範学校又は旧師範学校の附属国民学校初等科（小学校尋常科）の修了者 (3) 旧盲学校及び旧ろうあ学校の初等部の修了者 (4) 旧国民学校令により国民学校と同等の課程を修めるものと認定された学校の初等科の修了者 (5) 外地教育令により国民学校初等科の修了者又は在外指定学校規則により指定された国民学校初等科の修了者 |